

令和4年度 部活動・活動方針

仙台市立沖野中学校

1 部活動のねらい

- (1) 人格の形成や精神面での成長、忍耐力を身に付けるなど、人間性の育成を図る。
- (2) 人との関わり方（対人関係等）やコミュニケーション能力を育てる。
- (3) 生徒のバランスのとれた心身の成長と、充実した学校生活の実現を図る。

2 入部・退部について

(1) 入部について

入部については、任意とする。

3年間継続しての活動を推奨する。設定された見学・仮入部期間を利用し、熟慮した上で入部を決定することが望ましい。

入部を希望した場合、所定の入部届を学級担任に提出する。

(2) 退部について

諸事情で退部を考えている場合、保護者、顧問及び学級担任と十分な話し合いを行った上で、最終的な判断を行う。

退部に至った場合、所定の退部届を顧問及び学級担任に提出する。

3 設置する部活動について

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 野球 | 11 バドミントン（男） |
| 2 サッカー | 12 バドミントン（女） |
| 3 陸上 | 13 卓球 |
| 4 ソフトボール（女） | 14 剣道 |
| 5 ソフトテニス（男） | 15 吹奏楽 |
| 6 ソフトテニス（女） | 16 科学技術 |
| 7 バレーボール（男） | 17 美術 |
| 8 バレーボール（女） | 18 駅伝 |
| 9 バスケットボール（男） | 19 水泳など、季節による特設の部 |
| 10 バスケットボール（女） | |

※（男）（女）の記入のない部は、男女とも入部が可能。

4 活動時間及び休養日について

(1) 活動時間の設定

① 学期中の平日の活動時間

■ 長くとも2時間程度とする。

■ 16：30（完全下校16：45）までの活動とする。ただしこの場合、実質の活動時間がほとんどないため、顧問が時間の延長が必要と判断した場合、延長を認め、次のとおりとする。

・1学期及び3月については、17：45（完全下校18：00）

・2学期（3月を除く）については、17：15（完全下校17：30）

② 休業日（学期中の土日、祝日、休日、長期休業中の平日を含む）の活動時間

■ 長くとも3時間程度とする。（対外試合等を行う場合は、この限りではない。）

③ 朝練習について

■ 同一の運動部が、長期間にわたって連続的な朝練習は行わない。

■ 施設の利用上、あるいは放課後の活動制限等のため、校長が認めた場合の朝練習は行ってよい。その場合、保護者の了承が得られた場合に限り、7：30～8：00の活動を認める。朝練習を行う場合も、放課後の活動を含め1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。朝練習が授業の支障にならないように、登校時刻は、7時20分以降とする。

④ 強化練習期間（ハイシーズン）の設定

- 年間計画において、強化練習期間（ハイシーズン）の設定を校長が認めた場合、その期間は通常よりも長時間活動することができる。この場合には、それ以外の時期に休養日を十分に確保する。
- 強化練習期間（ハイシーズン）は、中学校体育連盟が主催、共催する大会、吹奏楽コンクール等、力を発揮するため、心身強化の時期と考える。保護者の了承が得られた場合に限り、大会2週間前から、①の延長時間に加え、さらに30分の活動時間の延長を認める。
- 強化練習期間（ハイシーズン）の設定は、年間3回までとする。

(2) 休養日の設定

① 学期中の休養日

- 学期中は、週2日以上を休養日を設ける。
- 平日は少なくとも1日、土曜日・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。3日以上を連続して休む場合は、1日の完全休養日を設ける。
- 週末に休養日を設定できなかった場合、あるいは3時間を越えて活動した場合は、原則として、休養日を他の週末に振り替えるものとする。

② 長期休業期間中の休養日

- 週末及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。また、長期休業前の全校集会等の後から、長期休業明けの全校集会までの間の週末及び祝日は、「長期休業中の休養日」扱いとする。

(3) 活動計画について

① 年間活動計画

- 別添のとおりとする。

② 毎月の活動計画

- 各顧問より、生徒及び保護者へ、文書で伝える。

5 参加する大会等について

(1) 参加する大会について

- 中学校体育連盟が主催、共催する大会、全日本吹奏楽連盟が主催するコンクール等を基本とし、参加する大会等を精選する。

(2) 参加する大会等への移動手段について

- 部員の移動については、「現地集合・現地解散」を基本とし、公共交通機関を利用することを原則とする。公共交通機関が困難な場合は、貸切バス等を依頼することを検討する。
- 上記が困難な場合で保護者からの申し出があった場合には、保護者の責任で、自分の子どもを送迎する。
- 「親の会」等でお互いに子どもの送迎をお願いすることについては、互いの共通理解のもと、送迎用の保険に加入し、対応する等の配慮をする。「親の会」等の輪番制などの割当ての送迎については、それぞれの保護者で事情が異なるため避ける。
※ 各部顧問と各部保護者代表の方との連絡・相談の下、できるだけ保護者の負担にならないよう、共通理解と了解を得ることを前提とする。

6 その他

(1) 施設開放利用との関わりについて

- 夜間の施設開放を利用しての活動は部活動ではないため、顧問は参加しない。
- 生徒の健康管理面や学習面、生徒の負担等を判断して、本校の施設開放利用は、原則として週1回とする。
- 土・日を含む休業日の部活動において、大会や練習試合等を含む長時間活動を行った場合（3時間程度以上）には、夜間の活動を行わないこととする。

(2) 顧問の専門性

- 教職員の異動は、専門教科で行われ、部活動の顧問を優先しての異動はないため、教員には専門でない部活動の顧問をお願いすることもある。また、職員の構成により、異動はないものの前年度と顧問が替わることもある。